生徒指導研修資料Vol.１の発行にあたって

平成24年７月に、県立高等学校の生徒が、自ら命を絶つという痛ましい出来事がありました。

この事案に関する第三者調査委員会の報告書が、平成28年７月に県教育委員会に提出されましたが、その中では、「生徒指導を行動変容のみを目指すものとせず、生徒が抱える問題に寄り添い、児童生徒の内面の成長を促すものとする必要がある」など、生徒指導等の在り方について、いくつかの提言がなされています。

このことを受けて、県教育委員会では、平成28年８月に、臨床心理、情報教育、教育相談、青少年の健全育成に係る外部有識者と学校の教職員などから構成される「生徒指導等の在り方検討ワーキンググループ」を設置し、教職員の生徒指導力の向上や学校の生徒指導体制の充実のための研修資料を作成することとしました。

　ワーキンググループで検討を重ねた結果、まとめられたものが本研修資料であり、教職員が生徒指導の力量を高めるため、校内研修を行う際のケーススタディや参考資料等を掲載しています。冒頭の「本研修資料について」に従ってグループワークを行うことにより、事例研究をとおして、各人が生徒指導についての考えをまとめられるように構成されています。

各校においては、本研修資料を活用した研修を実施することによって、調査報告書の提言を、自校の生徒指導の取組に活かし、同種の事案が起きないよう、生徒指導体制の充実に取り組むようお願いします。

なお、本研修資料は、今後、各校での実施状況等を反映させるとともに、様々な知見の蓄積を踏まえて、改定していく予定です。

　この研修資料に基づき、校内研修を進め、各校の実態に合わせ、実効性のある生徒指導体制を構築するとともに、教員一人一人の様々な生徒指導の課題に関する認知や対応能力を向上させるよう期待します。

また、本ＷＧとして、生徒指導の在り方について、以下のとおり、提言します。

（教職員として）

　○教職員は、問題行動の背景となる生徒自身の物事の捉え方や思考のプロセスを理解すること

○教職員は、生徒との対話や対応が一方的になっていないか、ステレオタイ

プな見方をしていないか等について、セルフチェックするスキルを身につ

けること

○生徒の感じ方、とらえ方は多様であり、教職員にとっては些細なことであ

ったとしても、時に重大事案につながる場合もあることを踏まえ、教職員

は、様々な事例をとおして、生徒指導に係る研修を行うこと

　○生徒が自ら命を絶つことがないよう、教職員一人一人が大切な命を預かっ

ているという職責の重さを改めて自覚し、研鑽を積んでいくこと

（学校として）

○学校は、実効性のある生徒指導の実施に向け、校内研修の充実を図るとともに、自校の課題や、その解決に向けた目標、指導方針、行動計画の共有を通して、同僚性や協働性を高めること

○学校は、教職員が、一人で生徒の悩み相談等の情報を抱え込むことをなくし、チームとして生徒指導に取り組むこと

○学校は、生徒の人間としての尊厳を守りつつ、内面の成長を促す生徒指導

を行うため、校長のリーダーシップの下、一貫した指導を行うこと

（いじめ問題に対して）

○いじめ等、問題行動は、どの学校にも、どの生徒にも起こりうるという認

識に立ち、日々の生徒指導の充実や報告・連絡・相談の体制づくり、未然

防止に向けた生徒指導体制の構築が必要

　○いじめの定義や態様、積極的認知の方法などの具体例をとおした校内研修

により、いじめの正しい理解や積極的な認知がいじめの抑止につながるこ

となど、教職員一人一人のいじめ認識を高めること

○いじめが心身に及ぼす影響などを踏まえ、生徒理解の視点に立って、被害

者の心情や背景に寄り添うなど、教職員の当事者意識が重要

　○教職員の言動が、生徒や集団に与える影響は、小さくないことから、教職

員が発する言葉や態度で、いじめや問題行動の助長される場合がある。そ

うしたことがないよう、生徒が安心して生活できる学校環境づくりが重要

○いじめや問題行動の未然防止が重要であり、そのためには、日々の教育活

動をとおした良好な人間関係づくりが必要である。学校は分かる授業・で

きる授業をはじめ、一人一人を大切にし、生徒が中心となる教育活動によ

り、いじめや問題行動が起きない学級・学年・学校風土つくりに力点をお

くことが必要

（情報化の進展について）

○インターネット等の社会環境の変化に振り回されることなく生徒との関係

性を重視した関わり方、コミュニケーション能力向上のための研修が必要

○情報化社会の進展に伴い、生徒にとって、現在のコミュニケーションツールは、生活に欠かせないものであるという視点で、教職員は、生徒指導を行うこと

（外部との連携について）

○学校や教職員が、できることとできないことがあることを踏まえ、事例に

よっては、早い段階から、外部との連携が必要

　○学校や教職員は、保護者と連携して生徒指導に取り組む必要がある。日頃

のＰＴＡ活動を利用した情報発信や協働が必要

平成29年３月

生徒指導等の在り方検討ワーキンググループ一同

目次

はじめに

本研修資料について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１

本県の高等学校等の生徒指導に係る現状について　　　　　　　　　　　　３

ケーススタディ

ケーススタディ１（「死にたい」と訴える生徒への対応）　　　　　　 　　６

ケーススタディ２（問題行動を起こした生徒及び保護者への対応）　 　　９

ケーススタディ３（加害者が特定できない「いじめ」への対応）　　　　　12

ケーススタディ４（教員の「いじめ」に関する認識の共有）　　　　　　　15

ケーススタディ５（生徒の自殺）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　17

参考資料

資料1　「自殺予防に関するQ&A」　　　　　　　　　　　　　　　　 　　24

資料２ 「不幸にして自殺が起きてしまったときの対応」　　　　　　 　　28

　　　 「自殺予防について、教師のできること・できないこと」 33

資料３ 「保護者等対応資料」　　　　　　　　　　　 　　34

資料４　アイスブレーキング事例　　　　　　 　　　　　　　 　　37

資料５　対応メモ様式　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　39

資料６　研修振り返りシート　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 41

本研修資料について

１　目　的

本資料掲載の生徒指導に係るケースについて、グループワークを行うことで

教職員の生徒指導に対する認識の共有、行動の一元化を図るなど、各校の生徒

指導体制等の充実を目的とします。

２　使用方法

　 各ケースについて、３～６人程度によるグループワークを行います。ケース

は、概要だけで、情報が十分ではない部分もあります。各校の実態に合わせ、

ケースに情報を加えるなど、工夫をお願いします。

（校内研修実施前）

(1) 学校運営委員会等が、研修期日、グループワークのファシリテーター（調整役、進行役）を誰にするか等を決めます。

　　※ファシリテーターには、生徒指導主事、学年主任など数名を指名してください。各ファシリテーターが、グループの進行役を務めます。

※学校は、必要に応じて、指導主事による訪問指導を依頼してください。

(2) ファシリテーターに指名された教員等が、本資料中のケース内容についての検討等、研修の実施方法やグループ分け等の協議を行います。

　　※研修の円滑な実施に向けて、「アイスブレーキング」に係る資料を添付していますので、参考にしてください。（アイスブレーキング：研修会等で、参加者が[打ち解け](http://www.weblio.jp/content/%E6%89%93%E3%81%A1%E8%A7%A3%E3%81%91)やすくするために行う活動のこと）

(3)　(2)の協議内容について、校長が決裁し、研修を実施します。

（校内研修実施日、実施後）

(1) 全体の進行役は、管理職が行います。

(2) 各ファシリテーターが、各グループの進行役を務めます。

(3) ケースに係る協議、発表、振り返りを繰り返し、全教職員の認識の共有、行動の一元化を図ります。

(4) 記録を残し、全教職員で共有します。

３　留意点

(1) 異なる学年、分掌、年代、性別によりグループ分けをしてください。

(2) ケーススタディの進め方

・ケース１～５がありますが、ケース１～４を実施後に、ケース５を実

施してください。

・１ケースあたり、１時間程度を目安としてください。

・１回の研修会で、すべてのケーススタディを行う必要はありません。

各学校の実態に応じて、実施してください。

 (3) グループワークでは、他者の意見を否定せず、他者の意見を最大限尊重

してください。

(4) ファシリテーターは、グループワークにおいて、具体的な議論になるよう

会の進行に努めてください。例えば、問題行動のあった生徒への声がけの

タイミング等についての話し合いを行うなど、他の教職員の考えを受容し、

自身の指導の在り方を振り返らせるなどの工夫をしてください。

(5) 研修会最後には、管理職や生徒指導主事等による講評を行ってください。

本県の高等学校等の生徒指導に係る現状について

１　問題行動の現状（文部科学省　平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より）



※平成26年３月「新潟県いじめ防止基本方針」で、「いじめは、どの子供に

も、どの学校でも、起こりうる」と指摘

　※平成28年７月「不登校に関する調査研究協力者会議」で、「不登校は取り

巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得ることとして捉える必要

がある」と指摘

２　特別支援の現状（文部科学省　 平成21年８月　特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議報告高等学校ワーキング・グループ報告より）

・小・中学校の通常の学級に６％程度の割合で発達障害のある児童生徒が在

籍している可能性があることから考えると、97％を超える進学率である高

等学校においても発達障害により支援が必要な生徒が多く在籍していると

推測される。 ※H28年度　本県の高校進学率　99.6%

３　平成28年の主な法整備

(1)障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行（H28.４.１）

・不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供

(2)自殺対策基本法の一部を改正する法律の施行（H28.４.１）

・学校の自殺予防教育実施を規定

(3)発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行（H28.８.１）

・発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮

　以上から、生徒指導上の問題は、特定の生徒だけではなく、生徒全員を対象にした対応とする必要があります。

　昔ながらの思い込みを捨てられず、特定の生徒や特定の行動にばかり目を向け、そうした生徒を特定して効率的に指導を済ませたいと考えてしまうのではなく、学校は、全生徒を対象とした全職員による組織的な取組を推進する必要があります。

４　後期中等教育段階の生徒指導に求められること

●働きかけ

　　　学習指導の中心となる教科の指導場面においてなされるものも含め、生徒の自発的かつ主体的な成長・発達の過程を支援していくような教員の働きかけが求められる。

　　　そのためには、

　　・生徒、保護者、地域との積極的なコミュニケーション

　　・生徒の主体的な学びを導き出すアクティブ・ラーニング

　　・生徒に対して、将来のために、今、何をなすべきか諭すこと、習得した知識や技能をどう活用すれば、自他共に幸福となるかを想像させること

　　に留意することが大切である。

●生徒受容

　　　学校教育全体で、一人一人の生徒の健全な成長を促し、生徒自ら現在及び未来における自己実現を図っていくための自己指導能力を育成するための生徒受容が求められる。

　　　そのためには、

　　・自分に悩んだり、人間関係につまずいた生徒を受け止め、支えること

　　・問題行動に対して、最初から解決を目指すのではなく、まずは生徒の気持ちを受け止めること

　　・生徒の心情に配慮しながら、その問題行動の背景には何があるのか、一緒に考えること

　　に留意することが大切である。

●協働性、同僚性

　　　教科指導や生徒指導など、教員としての本来の職務を遂行するために、教員間で学び合ったり、支え合ったりする協働性や同僚性が発揮されることが求められる。

　　　そのためには、

　　・校長のリーダーシップのもと、全職員で情報を共有し、分析、評価、対応、振り返りができる仕組みを構築すること

　　・チームとして、学習指導、生徒指導に取り組むこと

　　・各種課題や問題に対する共通認識、行動の一元化を図ること

　　に留意することが必要である。

●治療的予防と教育的予防

　　　課題のある生徒を特定し、指導により変える（直す）ことで、教員が主導して問題解決を図る治療的予防と、教員の指示の下、すべての生徒が変わる（育つ）ことで、生徒自らが問題の回避や解決を図るよう促す教育的予防が求められる。

そのためには、

　　・早期発見、早期対応、早期解消を図るための教員の認知力や指導力の向上を図るための研修の充実

　　・授業や行事等の実体験・実生活の中で、児童生徒自らが人と関わる際の態度を改めたり、望ましい関わり方に気づいたり、集団の一員としての役割を果たそうとするよう促す働きかけ

に留意することが必要である。